

# クロスボウの取扱いに関する講習会の開催要領（4月～7月）

## （初心者講習会）

### 1 開催日時、場所

| 開催月日             | 時 間                | 場 所                         |
|------------------|--------------------|-----------------------------|
| 令和7年<br>4月12日(土) | 9:00<br> <br>17:00 | 松江市打出町<br>島根県東部免許センター 学科試験室 |
| 5月24日(土)         | 9:00<br> <br>17:00 | 浜田市総合福祉センター                 |

### 2 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持していない者

### 3 講習科目及び時間

猟銃等の所持に関する法令3時間

猟銃等の使用、保管等の取扱い2時間

考査1時間

### 4 受講手続

- (1) 受講者は「講習受講申込書」を受講しようとする講習会の1週間前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料6,900円（島根県収入証紙）を手数料納付書により納入すること。
- (2) 受講申込書を提出する際、写真（6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3cm、横の長さ2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記入）1枚を添付すること。
- (3) 当日は、筆記用具を持参すること。

注1：都合が悪くて申込みをした講習会を欠席する場合、事前に申し出があった者については変更を認める。ただし、年度をまたいだ変更は認めない。

注2：遅刻について、規定の講習受講時間があるため、認められない。

ただし、やむを得ない事情があり、事前に連絡がなされ、遅刻することについて承諾を得ている場合はこの限りではない。

注3：一度納付された手数料は、遅刻等を理由として受講できなかった場合でも還付しない。

注4：新型コロナウイルス感染症等対策のため、来場の際はマスクの着用に努めること。  
また、受講当日、体調不良又は発熱がある場合は、講習開始までに下記連絡先に電話連絡すること。

#### 連絡先

島根県警察本部  
生活安全企画課 営業保安係  
TEL 0852-26-0110